

新潟県条例第41号

新潟県警察本部内部組織条例の一部を改正する条例

新潟県警察本部内部組織条例（昭和49年新潟県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
(警務部の所掌事務) 第3条 警務部においては、警察本部の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(18) (略) <u>(19) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律</u> <u>(平成28年法律第73号) 第3条に規定する国外</u> <u>犯罪被害弔慰金等に関すること。</u> <u>(20)</u> (略) <u>(21)</u> (略) <u>(22)</u> (略) <u>(23)</u> (略)	(警務部の所掌事務) 第3条 警務部においては、警察本部の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(18) (略) <u>(19)</u> (略) <u>(20)</u> (略) <u>(21)</u> (略) <u>(22)</u> (略)

附 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。